

高額介護合算療養費の
支給申請書を送付

高額介護合算療養費は、1年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯で一定の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。

医療保険や介護保険には、支払った自己負担額について、高額療養費や高額介護サービス費により月単位で上限額を設けていますが、この両方を負担する世帯の軽減を図るため、高額介護合算療養費を設けています。

高額介護合算療養費における世帯の自己負担限度額は下表のとおりです。支給対象世帯には、高額介護合算療養費支給申請書を送付します。

支給対象 世帯における自己負担額の合算額から、自己負担限度額(下表)を差し引いたとき、500円以上となる場合です。

注 医療保険と介護保険のどちらかの自己負担額が0円である場合は支給対象外です。
合算対象期間 平成26年8月1日～27年7月31日まで(1年間)

合算対象自己負担額 保険医療機関などで支払った自己負担額の合計額

注 国民健康保険加入者で70歳未満の人は、1医療機関で月2万1千円を超えた自己負担額のみが合算対象です。

また、高額療養費に該当し支給を受けることができる場合は、高額療養費の支給額を差し引いた額が支給対象です。

申請書の送付時期

1月末～2月初旬ごろ予定

申請方法

国民健康保険の加入者

支給申請書を送付します。申請書は、保険課まで提出してください。

注 平成26年8月1日～27年7月31日の間に、転入や転出により保険証が変更となった人は、「自己負担額証明書」が必要な場合があります。必要な人は、保険課に連絡してください。



後期高齢者医療制度の加入者

大阪府後期高齢者医療広域連合から支給申請書を送付します。同連合に返送するか保険課まで提出してください。

注 平成26年8月1日～27年7月31日の間に、次の事由の該当者は、申請書の送付がなくても申請できる場合があります。

- ▽ 転入や転出によりお住まいの市町村に変更があった
 - ▽ 新たに後期高齢者医療制度に加入した
- 詳しくは、大阪府後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

▽ 国民健康保険の加入者	問 大阪府後期高齢者医療広域連合・給付課
▽ 国民健康保険・給付係	問 06・6992・1545
▽ 後期高齢者医療制度の加入者	問 06・4790・2031

世帯区分	国民健康保険+介護保険 (~69歳の世帯)	世帯区分	国民健康保険+介護保険 (70歳~74歳の世帯)	後期高齢者医療制度 +介護保険
基礎控除後の所得(※1) 901万円超	176万円	現役並み所得(※2)	67万円	67万円
基礎控除後の所得(※1) 600万円超 901万円以下	135万円	一般所得	56万円	56万円
基礎控除後の所得(※1) 210万円超 600万円以下	67万円	低所得(※3)	II	31万円
基礎控除後の所得(※1) 210万円以下	63万円		I	19万円
市民税非課税	34万円			

(※1) 世帯における国民健康保険加入者の総所得金額等の合計額
(※2) 世帯における70歳以上の国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者の中で、市民税課税所得が145万円以上の人が1人以上いる世帯
(※3) 市民税非課税の世帯。なお、低所得Iは、世帯における国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者の所得がいずれも0円である世帯

還付金詐欺に注意

市民の皆さんに対し、保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」としてコンビニなどのATMに誘導し、預金を引き出すとすると電話が頻発しています。

市では、還付金などの手続きで、市民の皆さんに直接電話をかけたたり、ATMの操作をお願いすることは絶対ありません。

このような不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いします。

問 保険課・給付係
TEL 06・6992・1545

